

固定資産税の手続き等について

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

● 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、富士見町内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

○ 固定資産の定義

土地	宅地・田・畑・山林・原野・雑種地など
家屋	基礎があり土地に定着しているもの
	屋根および周壁で三方が囲われ、外界から遮断された空間があるもの
	居住・作業・貯蔵などの用途に使用可能なもの
償却資産	事業に使用している機械・備品・家屋とならない構築物など



○ 税額の算出方法……固定資産の課税標準額×1.4%（税率）＝固定資産税額

○ 免税点……町内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

● 固定資産税の主な届出・申請等について

固定資産税に関して令和3年中に次のような事由が発生した場合には、**令和4年1月末日まで**に届出書や申請書等を提出してください。なお、各様式は町ホームページ（<https://www.town.fujimi.lg.jp/>）からもダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届出書等の名称	提出する主な事由
1	相続人(現所有者)代表者指定・変更届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき※1
2	町税減免申請書	貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき
3	新築(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅の減額を受けるとき
4	認定長期優良(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき (県が発行した認定通知書の写しを添付)
5	住宅用地適用(異動)申告書	新築等で住宅用地特例の適用を受けるときや、住宅用地の所有者等が変更となったとき
6	納税管理人(変更)申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人から選任するとき
7	納税管理人(変更)承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人から選任するとき
8	送付先変更届出書	納税通知書や納付書・各種通知等の送付先を変更したいとき
9	未登記家屋所有者変更届出書	登記されていない家屋の所有者が売買・相続・贈与等により変更となったとき
10	家屋減失届出書	家屋の一部または全部を解体・除却したとき※2
11	土地現況地目・家屋用途変更届	土地・家屋の利用状況が変更となったとき※2
12	償却資産申告書	毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告するとき
13	家屋の利用状況に関する申告書	所有者の住民票が町外にあり、かつ住宅を居住の用(セカンドハウス)に供しているとき

※1 富士見町に死亡届を提出した親族の方に用紙をお渡ししています。町外で死亡届を提出した場合は、財務課資産税係(1階④番窓口)までご連絡ください。

※2 登記済の場合は届出不要ですが、登記日が令和4年1月2日以降となる場合は届出をお願いします。